

役員等の報酬並びに費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水福社会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 600,000 円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 200,000 円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用の弁償)

第5条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	区 分	報酬（日額）
評 議 員	会議等への出席	10,000円
	上記のほか、法人及び施設業務への従事	10,000円
常勤理事	該当者なし	
非常勤理事	会議等への出席	10,000円
	上記のほか、法人及び施設業務への従事	10,000円
監 事	会議等への出席	10,000円
	上記のほか、法人及び施設業務への従事	10,000円

別表第2 費用（第5条第1項関係）

事 項	費用弁償額
会議等への出席	（公共交通機関利用） 自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
	（公共交通機関利用なし） 法人職員給与規程に定める額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額